

谷山第二地区 第23号

区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部
 谷山都市計画事務所
 〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地
 谷山支所 3階
 TEL099-269-2111 (谷山支所)
 谷山第二地区係 TEL099-269-8436 (直通)
 工事補償係 TEL099-269-8437 (直通)
 谷山駅周辺地区係 TEL099-269-8435 (直通)



御所下和田名線 《写真②》



慈眼寺駅橋 (新設橋) 《写真①》

平成十九年度の執行状況

平成二十二年に始まりました谷山第二地区の仮換地交渉及び補償交渉は、平成十九年度も皆様方のご理解とご協力を得ながら進めてまいりました。また、工事期間中は、何かとご迷惑をお掛けしましたが、慈眼寺駅橋《写真①》や御所下和田名線の一部《写真②》などが完成いたしました。ご協力いただきありがとうございます。

- なお、平成二十年三月末現在での進捗状況は、
- 進捗率(事業費ベース) 約71%
 - 仮換地指定率 約93%
 - 建物移転率 約66%

となっております。

平成二十年度の予算について

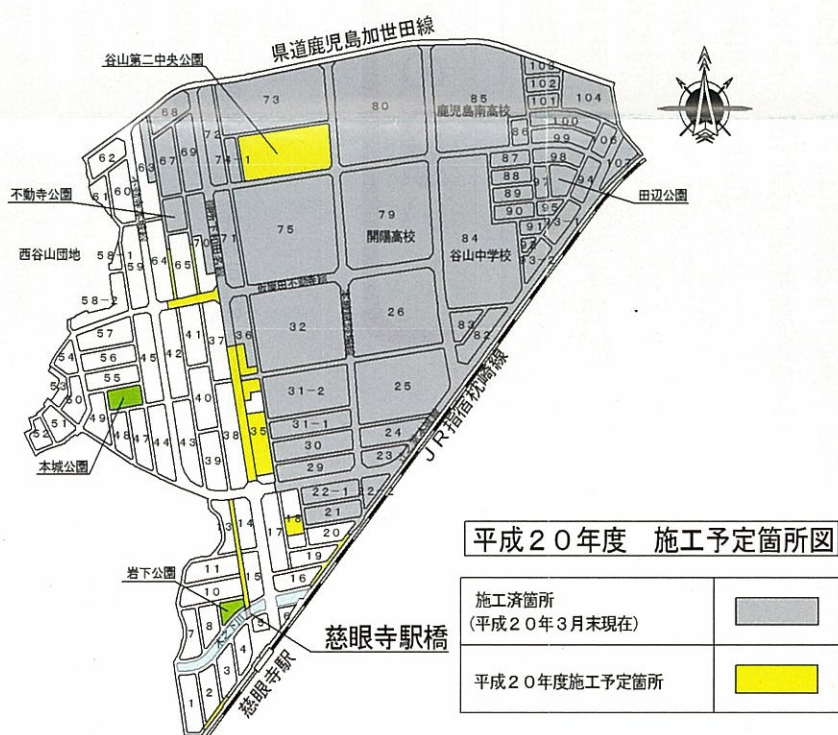
平成二十年度の谷山第二地区土地区画整理事業の予算は、二十二億二千三百二十万円で次のとおり実施する予定です。

- 建物移転 77棟
 - (不動産・本城・岩下地区の建物移転)
 - 幹線道路築造 200m
 - (御所下和田名線)
 - 区画道路築造 450m
 - (本城地区の一部)
 - 公園整備 1箇所(谷山第二中央公園)
 - 建物等調査 47棟、埋蔵文化財発掘調査など
- また、公共下水道事業(谷山第二地区)の予算は、一億四千五百万円で次のとおり実施する予定です。
- 陣之平川改良 100m
 - 1号水路改良 110m
 - 準幹線2号水路改良 100m
 - 水路設計

今年度も事業を円滑に進めることができますよう、

引き続き皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今年度に施工を予定している箇所は、左図のとおりです。



事業計画の変更について

谷山第二地区土地区画整理事業の事業計画変更を本年度に計画しております。今回の変更内容につきましては、次のとおりです。

- 資金計画の変更
- 施行期間の変更
- 区画道路及び街区の変更等

なお、事業計画変更の詳細につきましては、別紙の特集号をご覧ください。

谷山第二地区仮換地指定状況

平成二十年三月末現在での仮換地指定状況については、次のとおりです。



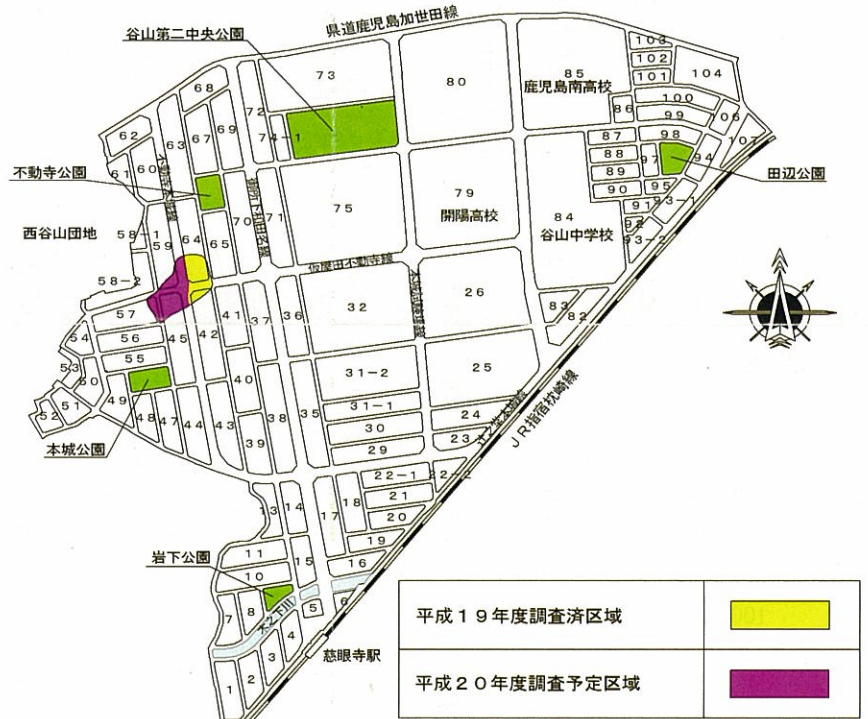
埋蔵文化財の発掘調査について

谷山第二地区土地区画整理事業に伴う不動寺遺跡の埋蔵文化財発掘調査につきましては、平成十九年度から市教育委員会で実施しております。

この調査は、残りの区域については平成二十年度も引き続き行います。

皆様方には何かとご迷惑をお掛けするかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

埋蔵文化財発掘調査予定区域図



調査・測量などについて

調査、測量のため、市が委託したコンサルタント等の調査員が、皆様方の土地への立ち入りをお願いすることがあります。

このような場合、調査員は谷山都市計画事務所が発行する身分証明書を持参しておりますので、お確かめのうえ、ご協力をお願いいたします。

また、皆様方には、工事施工に際しまして大変ご迷惑をお掛けしておりますが、今後ともご協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、谷山都市計画事務所の『工事補償係』にお問い合わせ下さい。

共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方については、持分にに応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行っておりますが、名義は共有名義のまま残ることになります。

共有名義を単有名義にするためには、次の二通りがあります。

- ① 共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする方法
- ② 換地処分後、共有者がお互いの持分を放棄して、単有名義にする方法

なお、市では名義変更は行えません。詳しくは、谷山都市計画事務所の『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。

仮換地指定を受けている土地の分筆登記について

土地区画整理事業施行区域内の土地の分筆登記については、

従前地の区画が明らかである場合

実測して分筆することができます。

従前地の区画が明らかでない場合

仮換地指定を受けた土地については、法務省の通知により、平成十六年六月から、施行者である鹿児島市と協議することにより、分筆が可能です。

詳しくは、谷山都市計画事務所の『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。

皆様へのお願い

- 登記名義人が変わったとき。(登記簿謄本の写しを添付して下さい)
- 住所を変更したとき。
- 代理人を定めたとき。
- 借地権の申告をするとき。
- (他人名義の土地に建物などを所有する人)
- 土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。

このような場合は、ただちに谷山都市計画事務所の『谷山第二地区係』に各申請書を届け出て下さい。